

# わたしの申告はどれかな？

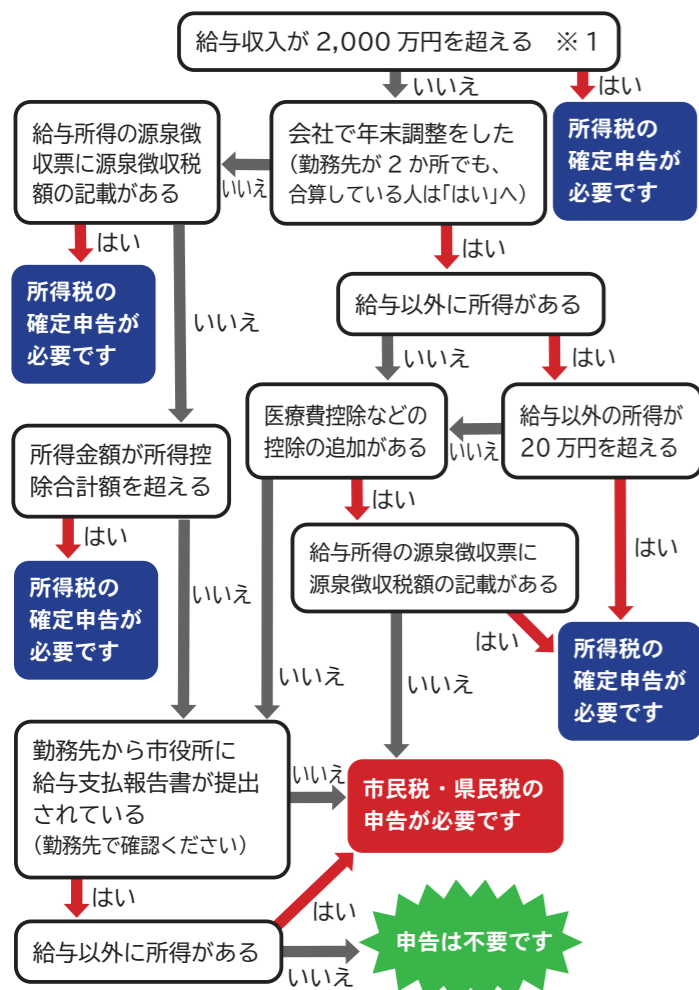
## フローチャートで確認しよう



- 1 主に **給与収入**があった人
- 2 主に **年金収入**があった人
- 3 **営業・農業・不動産収入**などがあった人
- 4 **収入がなかった人、非課税所得**（遺族・障害年金、失業保険など）のみの人

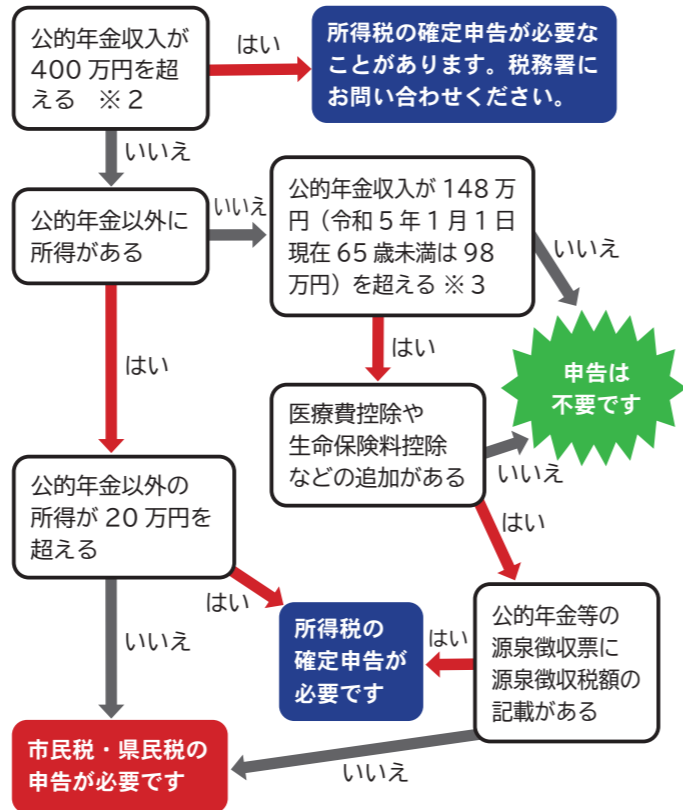
↓ 対応する番号へ ↓ GO!

### 1 主に給与収入があった人



※1 給与収入は、給与所得の源泉徴収票の支払金額です。

### 2 主に年金収入があった人



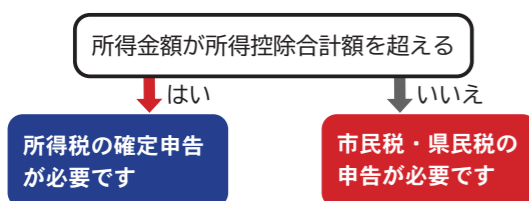
※2 公的年金収入は、公的年金等の源泉徴収票の支払金額です。  
 ※3 扶養親族がいる場合や障害者・寡婦等に該当する場合は金額が異なります。詳しくはお問い合わせください。

### 4 収入がなかった人、非課税所得（遺族・障害年金、失業保険など）のみの人

**市民税・県民税の申告が必要です**

\* 市民税・県民税の申告は児童手当、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料等の算定資料になり、福祉制度の利用、所得証明書などの発行に必要です。  
 \* 上記フローチャートはあくまでも一般的な例です。

### 3 営業・農業・不動産収入などがあった人



## 令和5年度 市民税・県民税申告 問 税務課 ☎ (21) 2266

### ● 市民税・県民税申告相談会は今回も予約制です

来年2月15日(水)から3月15日(水)に市が開設する市民税・県民税申告相談会は、新型コロナウイルス感染拡大防止と待ち時間短縮のため、予約制で行います。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。  
 なお、市民税・県民税申告、栃木税務署による所得税等の確定申告の詳細は次号で詳しくご案内いたします。

### ● 関東ホーチキにしかた体育館会場が2月15日開始となります

関東ホーチキにしかた体育館(西方総合文化体育館)会場は2月15日(水)から3月3日(金)で申告受付を行うことになりました。昨年と日程が異なりますので予約の際はご注意ください。

## 令和4年分 所得税の確定申告 問 栃木税務署 ☎ (22) 0885

※自動音声流れますので、「2」の番号を選択してください。

### ● 還付申告の相談・申告書の提出は1月からです

給与・年金所得者の還付の申告相談及び申告書の提出は、1月から受け付けています。  
 ※申告相談は、給与・年金の源泉徴収票等、申告に必要な書類がお揃いになってからお越しください。  
 ※確定申告会場の入場には、当日配付又は国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。  
 ※税務署にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

### ● ご自宅からスマホ申告!

マイナンバーカードとスマホ(マイナンバーカード読取対応)があれば、確定申告会場に出向くことなく、国税庁ホームページから確定申告を行うことができます。  
 また、スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力され、とても便利です。  
 ※マイナンバーカードの「利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)」および「署名用電子証明書のパスワード(英数字6~16桁)」をご用意ください。



### 令和4年分(令和5年1月以降)からさらに便利に!

- マイナンバーカードの読み取り回数が3回から1回に!  
 ※過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です。
- 青色決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に!

申告の準備を始めましょう!

